

総合評価方式試行ガイドライン等の改正について

平成25年度総合評価方式試行にあたり、ガイドラインを改正しました。

主な改正点は次のとおりです。

1. 評価項目の配点を変更。
2. 低入札調査価格・失格基準価格の算出方法の変更。
3. 技術者要件において現場代理人としての実績も評価する。
4. 総合評価方式試行の適用範囲を原則として以下のとおりとします。

対象業種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5,000万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事（建築一式の分離発注分）	1億円以上
管工事（建築一式の分離発注分）	1億円以上
機械器具設置（上下水道施設）	1億円以上

土木一式（上下水道工事）については予定価格5,000万円以上1億円未満の工事であっても技術力を求めるものについては、総合評価方式で入札を行うものとする。

緊急性を要する工事など総合評価方式の適用が適当でない場合は、除外することがあります。

詳細については、ガイドラインを参照してください。